

5. 科研費トピックス

科学研究費補助金取扱規程の一部改正について

平成24年10月の「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の改正に伴い、当該改正の趣旨を踏まえ、科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号。以下「取扱規程」という。)における科研費を交付しない期間(以下「交付制限期間」という。)に関する規定等について改正を行った。

主な改正内容

1. 不正使用を行った者に対する応募資格の制限の厳罰化・適正化

(1) 私的流用を行った者に対する応募資格の制限を厳罰化

【改正前】 5年

【改正後】 10年

(2) 私的流用以外の不正使用を行った者に対する応募資格の制限の厳罰化、適正化

【改正前】 2年～4年

【改正後】 1年～5年

不正使用の用途により一律に判断

例: 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合(預け金・プール金等)は、一律で4年間応募資格を制限

不正使用の内容に応じて判断

不正使用を行った額や年数に応じて応募資格の制限期間を判断

2. 善管注意義務違反に対する応募資格の制限の適正化

【改正前】 2年

【改正後】 1～2年

※「善管注意義務違反」: 自ら不正使用に関与していない場合でも、研究費の管理責任者としての責務を全うしなかった場合

3. 不正使用を行った者の共同研究者への応募資格を一律に1年制限する取扱いを廃止

施行日

・平成25年3月13日、公布とともに施行。

・ただし、従前より応募資格の制限期間が長くなるものについては、平成25年度の事業以降(継続課題を含む)で不正使用を行った場合に適用。

平成25年度科研費の交付内定について

科研費制度では、研究者の方々に年度当初から研究に着手していただけるよう、早期の交付内定に努めています。

平成25年度の科研費については、平成25年5月31日現在、以下の研究種目について交付を内定しています。

文部科学省交付分

「特定領域研究」、「特別研究促進費(継続)」

日本学術振興会交付分

「特別推進研究」、「新学術領域研究(※)」、「基盤研究(S)」、「基盤研究(A・B・C)」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究(S)(継続)」、「若手研究(A・B)」、「研究活動スタート支援(継続)」、「奨励研究」、「研究成果公開促進費(研究成果公開発表(B・C)・国際情報発信強化・学術定期刊行物・学術図書・データベース)」

(※) 研究領域提案型の新規の研究領域分を除く。

小・中・高校生のための
プログラム



K A K E N H I

「ひらめき☆ときめきサイエンス」とは、大学で行っている最先端の科研費の研究成果について、小中高校生の皆さんが、直に見る、聞く、ふれることで、科学のおもしろさを感じてもらおうプログラムです。

平成24年度「よく工夫されたプログラム」の事例紹介



『われら地球人：太陽系ツアー2012』

高田 淑子

宮城教育大学・教育学部・教授

小型天体望遠鏡を制作し、天体望遠鏡の仕組みと使い方を学びました!



『サバにマグロを産ませる ～魚の代理親(だいいりおや)技術～』

竹内 裕

東京海洋大学・先端科学技術研究センター・准教授

定置網で獲れた魚を解剖して体の構造を調べたり、写真や動画を見てサバにマグロを産ませる研究について学びました!



『精進料理の世界に活着ている食の精神を 学び、感じ、体験し、食べるプロになろう』

大谷 貴美子

京都府立大学・大学院生命環境科学研究科・教授

調理実習を通じて精進料理を知り、その心を学びました!

平成25年度も、夏休みを中心に、多くの体験プログラムを実施します。

「ひらめき☆ときめきサイエンス」の詳細は、<http://www.jsps.go.jp/hirameki/index.html>をご覧ください。

【「科研費NEWS VOL.4」の訂正のお知らせ】

「科研費NEWS VOL.4」の「4. 科研費トピックス」において、調整金の前倒し使用の具体例を図示 (p.21) しておりましたが、その図の中に誤りがありました。

図中では2年度目に加わる金額が「90万円」となっておりましたが、正しくは「100万円」となります。お詫びして訂正いたします。